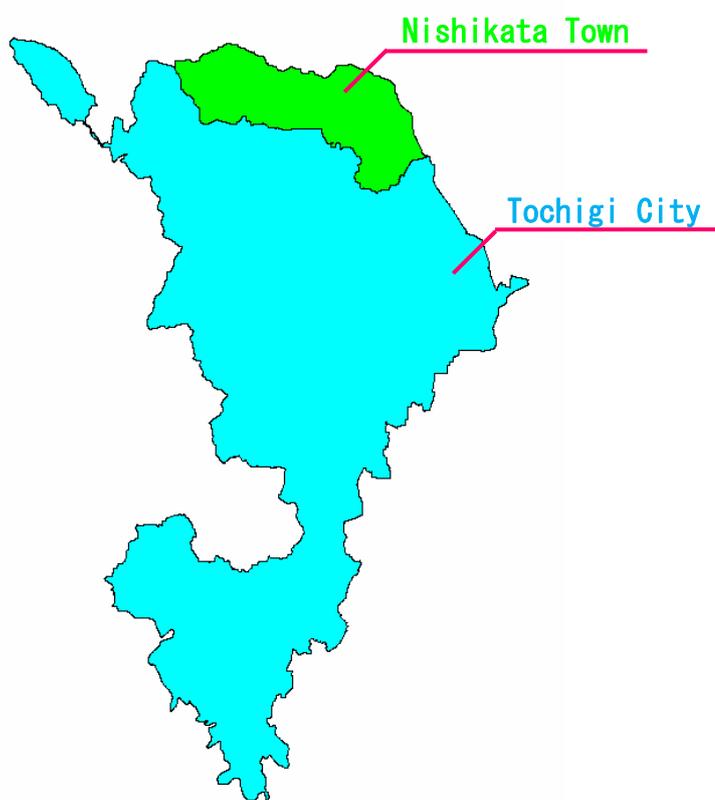


栃木市・西方町合併協議会

第2回 会議資料 ③



日時：平成22年10月15日（金）午前10時

会場：西方町総合文化体育館 2階研修室

目 次

(1) 協議事項

[合併協定項目 25 各種事務事業の取扱い]

協議第 27 号	合併協定項目 25 - 1	国内・国際交流事業について・P	1
協議第 28 号	合併協定項目 25 - 2	電算システム事業について・・・P	8
協議第 29 号	合併協定項目 25 - 3	広報広聴関係事業について・・・P	12
協議第 30 号	合併協定項目 25 - 4	人権推進事業について・・・・・・P	15
協議第 31 号	合併協定項目 25 - 5	納税関係事業について・・・・・・P	17
協議第 32 号	合併協定項目 25 - 6	消防防災関係事業について・・・P	21
協議第 33 号	合併協定項目 25 - 7	交通関係事業について・・・・・・P	25
協議第 34 号	合併協定項目 25 - 8	窓口業務について・・・・・・P	29
協議第 35 号	合併協定項目 25 - 9	保健衛生事業について・・・・・・P	32
協議第 36 号	合併協定項目 25 - 10	障害者福祉事業について・・・・P	44
協議第 37 号	合併協定項目 25 - 11	高齢者福祉事業について・・・・P	50
協議第 38 号	合併協定項目 25 - 12	児童福祉事業について・・・・・・P	55
協議第 39 号	合併協定項目 25 - 13	保育事業について・・・・・・P	62
協議第 40 号	合併協定項目 25 - 14	生活保護事業について・・・・・・P	65
協議第 41 号	合併協定項目 25 - 15	その他の福祉事業について・・・P	67
協議第 42 号	合併協定項目 25 - 16	健康づくり事業について・・・・P	72
協議第 43 号	合併協定項目 25 - 17	ごみ収集運搬業務事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 74
協議第 44 号	合併協定項目 25 - 18	環境対策事業について・・・・・・P	79
協議第 45 号	合併協定項目 25 - 19	農林水産関係事業について・・・P	85
協議第 46 号	合併協定項目 25 - 20	商工、観光関係事業について・P	91

協議第 27 号

合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業について

国内・国際交流事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業
調整方針	国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-1 国内・国際交流事業			関係項目	1 国内交流事業
調整の方針	国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 交流活動を通して、相互の理解と信頼を深め、両市の発展と市民福祉の向上に寄与する。 ・交流都市 北海道滝川市（昭和57年4月15日友好親善都市盟約締結。新市においては盟約は白紙） 東京都中央区（平成14年度から交流） ・主な事業 相互イベントへの参加、出展 	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市などの協定締結はなし ・交流都市 東京都墨田区との交流を推進 ・主な事業 観光協会やNPO団体などが墨田まつりに参加 	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 平成23年度全線開通予定の北関東自動車道を通して、相互の理解と信頼を深め、両町の発展と町民福祉の向上に寄与する。 ・交流都市 茨城県大洗町 ・主な事業 大洗あんこう祭りと、まるつが・花彩祭とのイベント交流のほか、団体との交流・親善を行なう。 ・その他 日立製作所創業者小平浪平氏が都賀出身である縁から日立市との交流を模索検討中。 	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>都市交流推進に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-1 国内・国際交流事業			関係項目	2 国際交流事業
調整の方針	国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○友好姉妹都市に関する事</p> <p>・目的 様々な分野の交流活動を通して、相互の理解と信頼を深め、両市の発展と市民福祉の向上に寄与する。</p> <p>・友好姉妹都市 中国浙江省金華市（友好都市） 1994年1月19日友好都市盟約締結 新市においては盟約は白紙 アメリカインディアナ州エバンズビル市（姉妹都市） 1999年7月19日姉妹都市盟約締結 新市においては盟約は白紙</p> <p>・主な事業 （金華市） 市及び人民政府関係者の相互訪問 小学生訪問団の相互派遣（国際交流協会委託事業） 市民訪中団の派遣（国際交流協会事業）</p>	<p>○友好姉妹都市に関する事</p> <p>該当なし</p>	<p>○友好姉妹都市に関する事</p> <p>該当なし</p>	<p>○友好姉妹都市に関する事</p> <p>該当なし</p>	<p>○友好姉妹都市に関する事</p> <p>該当なし</p>	<p>友好姉妹都市に関する事については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
友好交流校（小学校）相互の作品交換 （学校教育課事業） （エバンズビル市） 市関係者の相互訪問 市民訪問団の派遣 （国際交流協会事業） ・友好交流校 （金華市） 小学校 6校 中学校 1校 高 校 2校 ○国際交流事業に関すること ・市主催事業 友好姉妹都市との市関係者相互訪問	○国際交流事業に関すること ・町主催事業 外国人を対象にした日本語講座 在住・在勤の外国人を対象にした日本語講座を実施（隣保館事業） 外国人を対象にした生活相談事業 在住・在勤の外国人を対象に、 月1回外国語による生活相談 （相談員2名）を実施（隣保館事業） 中学生の海外派遣事業 オーストラリアシドニーに中学生10名を大平町国際交流協会事業として派遣（平成22年度は大平町国際交流協会及び栃木市との共催事業として実施）	○国際交流事業に関すること 該当なし （尚、中学生の海外派遣事業等については教育委員会で実施）	○国際交流事業に関すること 該当なし （尚、中学生の海外派遣事業等については教育委員会で実施）	○国際交流事業に関すること ・町主催事業（教育委員会） 町内在住外国人講師による会話教室 イベントの開催 （尚、中学生の海外派遣事業等については教育委員会で実施）	国際交流事業に関すること については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会委託事業 交流事業 <ul style="list-style-type: none"> 小学生訪問団の相互派遣（金華市） 語学講座研修会開催事業 <ul style="list-style-type: none"> 英会話、ハングル語、中国語講座 交流イベント事業 <ul style="list-style-type: none"> 国際交流のつどい 在住外国人共生推進事業 日本語講座 外国籍市民のための相談窓口開設 	<p>派遣期間は8月17日から8月26日までの10日間</p> <p>募集は各中学校を通して募集案内を配布し地域振興課にて取りまとめし、国際交流協会にて抽選により派遣中学生を決定</p> <p>参加費用（一人約300千円）は市負担（個人負担は空港使用料や渡航手続手数料等のみ約4万円）</p>				<p>国際交流協会に関することについては、各協会の意向を踏まえた上で、16公共的団体の取扱いの例によるものとする。</p>
<p>○国際交流協会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 栃木市国際交流協会 栃木市日ノ出町 14-36 市民会館内 	<p>○国際交流協会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 大平町国際交流協会 大平総合支所地域振興課内 	<p>○国際交流協会に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>○国際交流協会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 都賀町国際交流会 	<p>○国際交流協会に関すること</p> <p>該当なし</p>	

現 況				西 方 町	具体的な調整内容
栃 木 市					
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して世界各国の人々との相互理解と友好親善を深め、世界の平和と繁栄に寄与する。</p> <p>・概要 代表者名 会長 増山利雄 設立年月日 平成2年4月16日 会員数 個人177 ファミリー14 団体・法人33 賛助会員1</p> <p>会費 個人 年2,000円 ファミリー 年3,000円 団体・法人 年10,000円 賛助会員 年5,000円</p> <p>・事務局体制 書記（プロパー職員）1名</p> <p>・平成22年度予算 収入支出ともに 17,107千円</p> <p>・主な事業 交流事業 語学講座研修会開催事業 交流イベント事業</p>	<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して、諸外国の人々との相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。</p> <p>・概要 代表者名 会長 小山修一 設立年月日 平成12年7月28日 会員数 個人74 団体・法人14 準会員108</p> <p>会費 個人 年1,000円 団体 年3,000円 法人 年5,000円 準会員 なし</p> <p>・事務局体制 事務局は地域振興課企画調整チーム内</p> <p>・平成22年度予算 収入支出ともに4,289千円 (中学生海外派遣事業実施)</p> <p>・主な事業 各種交流事業（文化交流会、体育交流会、料理交流会他） 中学生海外派遣事業実施</p>		<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して世界各国の人々との相互理解と友好親善を深め、世界の平和と繁栄に寄与する。</p> <p>・概要 代表者名 会長 中村好江 設立年月日 平成12年 会員数 個人20名</p> <p>会費 個人 年2,000円</p> <p>・事務局体制 教育支所生涯学習課内に事務局を置く</p> <p>・平成22年度予算 収入支出ともに 300千円</p> <p>・主な事業 食文化体験交流会 交流イベント事業 中学生国際交流事業報告会</p>		

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
在住外国人共生推進事業 国際理解推進事業 国際交流ボランティア活動推進事業 広報PR事業	小中学校の総合学習への協力 外国における大規模災害に対する募金活動（県国際交流協会との共同事業）				

協議第 28 号

合併協定項目 25-2 電算システム事業について

電算システム事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-2 電算システム事業
調整方針	電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-2 電算システム事業	関係項目	1 電子計算システム		
調整の方針	電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。				
現 況			具体的な調整内容		
主な電算システム					
システム名	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
ホームページ作成システム	○				
人事給与システム	○				○
例規執務サポートシステム	○				○
文書管理システム	○				
グループウェアシステム	○				○
財務会計システム	○				○
起債管理システム	○				○
公有財産管理システム	○	○		○	
住民税システム	○				○
固定資産税システム	○				○
軽自動車税システム	○				○
国民健康保険税システム	○				○
法人市民税システム	○				○
申告支援システム	○				○
収納管理システム	○				○
滞納管理システム	○				○
台帳管理システム	○				
電算システムについては、住民サービスの低下及び行政運営の停滞を招かないよう、情報セキュリティに配慮し、栃木市の例により合併時に統合する。					
ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。					

現 況					具体的な調整内容
システム名	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
家屋評価システム	○	○			○
税務地図情報システム	○	○	○		○
宛名管理システム			○		
住民記録システム			○		○
印鑑登録システム			○		○
外国人登録システム			○		○
住基ネットワーク			○		○
戸籍システム			○		○
公的個人認証システム			○		○
選挙システム/期日前投票システム			○		○
選挙開票システム	○	○	○		
国民健康保険システム			○		○
老人健康保健システム			○		○
国民年金システム			○		○
国保DB支援システム			○		○
医療費助成システム			○		
特定検診データ等管理システム			○		○
後期高齢者医療システム			○		○
総合福祉システム			○		
障害者自立支援システム			○		○
生活保護システム			○		
地域包括支援システム	○		○		○
介護保険システム			○		○
児童手当システム			○		○

現 況						具体的な調整内容
システム名	栃 木 市				西 方 町	
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
児童扶養手当システム			○			
市営墓地管理システム	○					
健康管理システム			○		○	
犬の登録管理システム			○		○	
農業行政システム			○		○	
土木工事積算システム	○	○	○	○	○	
建築確認支援システム			○			
公営住宅管理システム			○			
法定外公共物管理システム	○	○	○			
土地取引規制実態統計処理システム	○	○	○		○	
水道料金システム	○	○	○	○	○	
企業会計システム	○	○	○	○	○	
集落排水使用料金管理システム		○	○			
受益者負担金システム			○			
会議録検索システム	○					
図書館システム	○	○	○	○	○	

協議第 29 号

合併協定項目 25-3 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-3 広報広聴関係事業
調整方針	<p>1 ・ 広報紙に関することについては、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・ ホームページは、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>2 各種広聴制度については、栃木市の例により合併時に統合する。</p>

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-3 広報広聴関係事業	関係項目	1 広報事業
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙に関することについては、栃木市の例により合併時に統合する。 ・ ホームページは、栃木市の例により合併時に統合する。 		
現 況		現 況	
栃 木 市		西 方 町	
<p>○広報とちぎ</p> <p>【発行回数】 月1回発行（20日発行）</p> <p>【発行部数】 46,450部</p> <p>【様 式】 A4判</p> <p>【配付方法】 自治会に依頼し、各世帯配付。 未加入世帯は、各公民館等公共施設及びスーパーで配布</p> <p>【有料公告欄】 有り</p>	<p>○広報にししかた</p> <p>【発行回数】 月1回発行（1日号）</p> <p>【発行部数】 2,250部</p> <p>【様 式】 A4判</p> <p>【配付方法】 自治会に依頼し、各世帯配付。 未加入世帯は、役場総務課で配布</p> <p>【有料公告欄】 有り</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>広報紙の発行回数、編集方法及び発行日等については、栃木市の例により合併時に統合する。</p>	
<p>○ホームページ</p> <p>【内容】 各課の情報、注目情報、新着情報・お知らせ、トピックス、暮らしの情報、施設案内、イベントカレンダー、観光情報、栃木市紹介など</p> <p>【作成方法】 CMS（ホームページ作成システム）により、各課でページを作成・更新し、企画課広報広聴担当で承認する。</p> <p>【バナー広告】 有り</p>	<p>○ホームページ</p> <p>【内容】 各課の情報、トピックス、新着情報、観光案内、イベント案内、町の紹介、暮らしのできごと、分野別検索、携帯サイト</p> <p>【作成方法】 各課はホームページビルダーにより担当業務関連のページ（案）を作成する。企画課は各課で作成されたページのチェックをし、作成・更新を行う。</p> <p>【バナー広告】 有り</p>	<p>ホームページは、栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-3 広報広聴関係事業	関係項目	2 広聴制度	
調整の方針	各種広聴制度については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現		況		
栃木市		西方町		
<p>○広聴制度</p> <p>【市政メール箱】 市ホームページ上の「市政へのご意見」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p>【パブリックコメント】 市の基本的計画等について、ホームページ等に案を掲載し広く市民の声を求め、意見を踏まえながら計画等の策定を行う。</p> <p>【投書箱】 市役所本庁舎玄関及び各総合支所に設置し、随時市民の意見等を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p>【市長へのアイデア直通便】 毎年1回、広報紙に切り取る料金受取人払いの封筒になるものを掲載し、建設的なアイデアを募る。匿名以外は、着信の礼状を発送し、回答を要する提案は提案者へ回答を送付する。</p> <p>【市民討議会】 無作為で抽出した市民25名程度をメンバーとし、テーマに沿って将来のまちづくりを議論する。市と栃木青年会議所との共催で実施する。</p> <p>【地域市政懇談会】 市が主催（旧栃木市は自治会連合会主催）し、各地区で市執行部への意見・提案についてフリートークも交え懇談する。</p>		<p>○広聴制度</p> <p>【町への提言（Eメール）】 町ホームページ上の「町長へのご意見、」から電子メールにより、随時意見・要望を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p>【パブリックコメント】 現在導入を検討中</p> <p>該当なし</p> <p>【町長への手紙】 料金受取人払による『町長への手紙』を町各施設・J.A・銀行・病院等に配置し随時、意見・要望を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p>該当なし</p> <p>【町政懇談会】 町で主催し、必要に応じて各地区で随時開催する。</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>各種広聴制度については、住民の意向が市政に反映されるよう、栃木市の例により合併時に統合する。</p>

協議第 3 0 号

合併協定項目 2 5 - 4 人権推進事業について

人権推進事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 4 人権推進事業
調整方針	人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行 のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-4 人権推進事業			関係項目	
調整の方針	人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○人権教育・啓発推進行動計画に関すること</p> <p>・目的 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため</p> <p>・名称 栃木市人権教育・啓発推進行動計画「幸せに暮らせるまちづくりをめざして」</p> <p>・策定年度 平成13年度(次期計画を検討中)</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画に関すること</p> <p>・目的 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため</p> <p>・名称 大平町人権教育・啓発推進行動計画「人にやさしいまちづくりをめざして」</p> <p>・策定年度 平成13年度(5ヵ年の推進期間が経過したため、平成20年8月に見直した計画を策定)</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画に関すること</p> <p>・目的 さまざまな人権問題に対する差別や人権侵害をなくし、すべての町民の人権が尊重されるまちづくりを実現するため</p> <p>・名称 藤岡町人権教育・啓発行動計画</p> <p>・策定年度 平成15年度(平成18年度に見直した計画を策定)</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>合併後、新市において新たに策定する。</p>

協議第 3 1 号

合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業について

納税関係事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。3 軽自動車税のコンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業	関係項目	1 標識弁償金
調整の方針	原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。		
現		況	
栃木市		西方町	
・原動機付自転車等標識弁償金 200円		・原動機付自転車等標識弁償金 200円	
			具体的な調整内容
			現行のとおりとする。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業	関係項目	2 督促手数料
調整の方針	督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
・督促手数料 100円	該当なし		県内各市の状況並びに適正な費用負担の観点から、栃木市の例により合併時に統合する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業	関係項目	3 コンビニ収納						
調整の方針	軽自動車税のコンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。								
現		況							
栃木市		西方町							
<p>・目的 納税者の利便性に配慮し、軽自動車税のコンビニ収納を行う。</p> <p>・概要 平成22年度から実施 (取扱件数等)</p> <table border="0"> <tr> <td>課税件数</td> <td>45,095 件</td> </tr> <tr> <td>納期内納付</td> <td>35,657 件</td> </tr> <tr> <td>コンビニ納付件数</td> <td>6,816 件</td> </tr> </table>		課税件数	45,095 件	納期内納付	35,657 件	コンビニ納付件数	6,816 件	<p>該当なし</p>	
課税件数	45,095 件								
納期内納付	35,657 件								
コンビニ納付件数	6,816 件								
		具体的な調整内容							
		合併時に栃木市の例により統合する。							

協議第 3 2 号

合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年を目途に再編する。2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 2 5 年度末までに統合する。3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕 ・広域行政管内消防団相互応援協定書（大平町、藤岡町、都賀町、西方町） ・災害時における栃木郵便局、栃木市間の協力に関する覚書 ・防災及び災害に係る放送協定書（ケーブルテレビ㈱） ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） ・災害時における活動協力に関する協定書〔イオンリテール㈱ジャスコ栃木店〕 	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕 ・広域行政管内消防団相互応援協定書（栃木市、藤岡町、都賀町、西方町） ・災害時における大平郵便局、大平町間の協力に関する覚書 ・防災及び災害に係る放送協定書（ケーブルテレビ㈱） ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） ・1市3町水道災害相互応援協定（佐野市、藤岡町、岩舟町） ・県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定 ・災害時における物資供給に関する協定書（関東フーズサービス株式会社） 	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕 ・広域行政管内消防団相互応援協定書（栃木市、大平町、都賀町、西方町） ・災害時における藤岡町、藤岡郵便局、間の協力に関する覚書 ・防災及び災害に係る放送協定書（ケーブルテレビ㈱） ・1市3町水道災害相互応援協定（佐野市、大平町、岩舟町） ・県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定 	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕 ・広域行政管内消防団相互応援協定書（栃木市、大平町、藤岡町、西方町） ・災害時における都賀町内郵便局、都賀町間の協力に関する覚書 ・防災及び災害に係る放送協定書（ケーブルテレビ㈱） ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） ・災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（都賀町商工会） 	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕 ・広域行政管内消防団相互応援協定書（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町） ・災害時における楡木郵便局と西方町間の協力に関する覚書 ・防災及び災害に係る放送協定書（ケーブルテレビ㈱） ・県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定 ・災害時における備蓄品の共同利用に関する協定（宇都宮市・鹿沼市・真岡市・さくら市・下野市・日光市・上三川町・二宮町・芳賀町・壬生町・ 	<p>各市町協定を締結している先に差異があるため、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・防災及び災害復旧に関する協定書〔栃木市建設業協同組合〕 ・災害時における応急復旧工事等に関する協定書（栃木市公認管工事業協同組合） ・災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書〔有限会社ロイヤルサービス〕 ・消防相互応援協定書〔小山市〕 ・全国青年市長会災害相互応援の要綱（要綱に賛同の会員市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急対策業務の実施に関する協定書〔株式会社大栄・大平町建設業協同組合〕 ・災害時の応急対策業務に関する覚書（下野建設業協同組合） ・災害時における応急復旧工事等に関する協定書〔町水道事業指定給水装置工事業組合〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡町消防団・加須地区消防組合消防相互応援協定書 ・藤岡町・館林地区消防組合消防相互応援協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都賀町と都賀町建設業協同組合間の協力に関する覚書 	<p>高根沢町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（（株）東武宇都宮百貨店・（株）福田屋百貨店） ・災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定（赤帽栃木県軽自動車輸送共同組合） ・災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（とちぎコープ生活協同組合） ・日本水道協会栃木県支部上野都賀ブロック災害相互応援に関する覚書（鹿沼市・日光市・日光社寺水道事務所・宇都宮西中核工業団地事務組合） <p>【宇都宮西中核工業団地関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粟野町・西方町消防団相互応援協定書 	
---	--	---	--	--	--

協議第 3 3 号

合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業について

交通関係事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね 1 年以内に再編する。2<ul style="list-style-type: none">・ 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。・ 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業			関係項目	1 交通安全計画
調整の方針	交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
○ 栃木市交通安全計画 (計画期間) 平成18年度～平成22年度	○ 大平町交通安全計画 計画は、作成していない。	○ 藤岡町交通安全計画 計画は、作成していない。	○ 都賀町交通安全計画 (計画期間) 平成18年度～平成22年度	○ 西方町交通安全計画 (計画期間) 平成18年度～平成22年度	新市において、新たに策定するため、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業	関係項目	2 交通安全対策
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 		
現		況	
栃木市		西方町	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通教育指導員 児童・高齢者等に対する交通安全教育の実施。 交通安全に関する広報活動の推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・任期 1年 ・交通教育指導員数 1名 ・報酬 月額 165,600円 ・委嘱 75歳未満の者 ○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 <ul style="list-style-type: none"> ・任期 2年 ・交通指導員数 53名 ・報酬 月額 47,000円 ・委嘱 75歳以下の者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通教育指導員 該当なし ○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 <ul style="list-style-type: none"> ・任期 3年 ・交通指導員数 3名（条例に記載はないが3人で運用） ・報酬 月額 33,000円 ・委嘱 年齢制限なし 	<p>栃木市のみの制度で、新市において適用していくため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>任期や年齢制限等に差異があるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業	関係項目	3 バス運行事業
調整の方針	バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>生活バス、循環バス、福祉バスを運行しているが、市内の多くの地域が、公共交通空白地域となっており、高齢社会における地域公共交通の充実が求められている。</p> <p>このため、高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、市内全域に、コミュニティバスまたはデマンドタクシーなどの新たな公共交通システムを導入し、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、平成22年度に地域公共交通総合連携計画を策定し、平成23年度以降から、実証運行を予定している。</p>		<p>福祉バスを運行している。</p> <p>合併後の新市全域において、新たな公共交通システムの導入による公共交通のネットワークを構築するため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

協議第34号

合併協定項目25-8 窓口業務について

窓口業務について、協議を求める。

平成22年10月15日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目25-8 窓口業務
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。2 延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。3 支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-8 窓口業務			関係項目	窓口業務時間、窓口開設庁舎及び業務
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。 ・延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。 ・支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。 				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西方町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
<p>○窓口業務</p> <p>市民生活課、税務課、保険年金課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>市民生活課、税務課、こども課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>市民生活課、税務課、健康福祉課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>市民生活課、税務課、健康福祉課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>住民課、税務課、保健福祉課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。</p>
<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （市民生活課、税務課、保険年金課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （市民生活課、税務課、こども課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （市民生活課、税務課）</p> <p>○昼休み窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）に窓口を開設し、住民の利便性向上を図る。 （健康福祉課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び第2・第4金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （市民生活課、税務課、健康福祉課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び月曜日（休日の場合は火曜）に延長窓口（17:15～20:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （住民課（延長窓口は保険年金関係を除く）、税務課）</p> <p>※延長窓口は予約制</p>	<p>昼休み・延長窓口については、サービスの低下にならないよう合併時は現行のとおりとし、合併後の利用状況等を勘案の上概ね1年以内に再編する。</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西方町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
<p>・ 3月4月繁忙期特別対応 住民異動が多い3月、4月の土曜日に窓口を開設し、住民の利便性向上を図る。 (市民生活課、税務課、保険年金課)</p>					
<p>○支所・出張所 5か所の支所・出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。 (市民生活課、税務課、保険年金課)</p>		<p>○出張所 1か所の出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。 (市民生活課、税務課、健康福祉課)</p>	<p>○支所 赤津郵便局へ、戸籍証明・住基証明・納税証明の発行業務を委託している。 (市民生活課・税務課)</p>	<p>○出張所 1か所の出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。 (住民課、税務課、保健福祉課)</p>	<p>支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。</p>

協議第 3 5 号

合併協定項目 2 5 - 9 保健衛生事業について

保健衛生事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 9 保健衛生事業
調整方針	1 予防接種については、合併後平成 2 4 年 3 月までに調整する。 2 各種健(検)診については、合併後平成 2 4 年 3 月までに調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-9 保健衛生事業	関係項目	1 予防接種	
調整の方針	予防接種については、合併後平成24年3月までに調整する。			
現 況		具体的な調整内容		
栃 木 市		西 方 町		
<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者 (1)市内に住民票のある65歳以上の者 (2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（身体障害者手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：10月中旬～1月（予定）</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：市内協力医療機関（契約） （市外の医療機関の場合は、扶助費を支給）</p> <p>⑥接種料金：4,500円のうち 自己負担額 1,000円 市負担額 3,500円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給 (1)市外の医療機関において受けた者に接種料金を支給 1件 3,500円を限度 1件 4,500円を限度（市民税非課税世帯及び生活保護） (2)市内医療機関において受けた次の者 1件1,000円（市民税非課税世帯及び生活保護）</p>		<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者 (1)町に住民票のある65歳以上の者 (2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（身体障害者手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：10月～12月末</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：上都賀南部医師会の協力医療機関及び 近隣医療機関（契約） （それ以外の医療機関の場合は、扶助費を支給）</p> <p>⑥接種料金：4,000円のうち 自己負担額 2,000円 町負担額 2,000円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給 (1)契約外の医療機関において受けた者に接種料金を支給 1件 2,000円を限度 1件 4,000円を限度（生活保護） (2)契約医療機関において受けた次の者 ・1件2,000円（生活保護）</p>		<p>インフルエンザ予防接種については、接種料金、自己負担額等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○個別予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合（生後3月～生後90月未満）</p> <p>(2)二種混合（11歳以上13歳未満）</p> <p>(3)麻疹風しん及びひ麻疹・風しん</p> <p>ア 1期（生後12月～生後24月未満）</p> <p>イ 2期（5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）</p> <p>ウ 3期（中学校1年生に相当する年齢である者）</p> <p>エ 4期（高校3年生に相当する年齢である者）</p> <p>(4)日本脳炎</p> <p>（生後6月～生後90月未満）</p> <p>(5)BCG</p> <p>（生後3月～生後6月未満）※やむを得ないと認められる場合12月未満</p> <p>(6)小児インフルエンザ</p> <p>（満1歳～就学前） 年度内2回</p> <p>(7)おたふく風邪（任意接種） 制度なし</p> <p>(8)みずぼうそう（任意接種） 制度なし</p> <p>(9)子宮頸がんワクチン（任意接種）</p> <p>（中学3年生） 3回接種（H22；1,2回目は集団、3回目は個別）</p> <p>(10)ヒブワクチン（任意接種）</p> <p>（生後2か月から5歳未満）</p> <p>(11)小児用肺炎球菌ワクチン（任意接種）</p> <p>（生後2か月から2歳未満）</p>	<p>○個別予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合（生後3月～生後90月未満）</p> <p>(2)二種混合（11歳以上13歳未満で集団接種ができなかった者）</p> <p>(3)麻疹風しん及びひ麻疹・風しん</p> <p>ア 1期（生後12月～生後24月未満）</p> <p>イ 2期（5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）</p> <p>ウ 3期（中学校1年生に相当する年齢で集団接種ができなかった者）</p> <p>エ 4期（高校3年生に相当する年齢である者）</p> <p>(4)日本脳炎</p> <p>（生後6月～生後90月未満）</p> <p>(5)BCG</p> <p>（生後3月～生後6月未満）</p> <p>(6)小児インフルエンザ</p> <p>（満1歳～就学前） 毎年2回</p> <p>(7)おたふく風邪（任意接種）</p> <p>（満1歳～就学前）</p> <p>(8)みずぼうそう（任意接種）</p> <p>（満1歳～就学前）</p> <p>(9)子宮頸がんワクチン（任意接種） 制度なし</p> <p>(10)ヒブワクチン（任意接種） 制度なし</p> <p>(11)小児用肺炎球菌ワクチン（任意接種） 制度なし</p>	<p>個別予防接種については、予防接種の種類、扶助費等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>②実施場所：市内協力医療機関</p> <p>③実施期間：4月～3月</p> <p>④費用負担：自己負担なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児インフルエンザ；市内協力医療機関 2,000円を超える分は自己負担 (生活保護世帯に属する場合は自己負担を無料可) ・ヒブワクチン ； 4,000円上限 (費用の1/2助成) ・小児用肺炎球菌ワクチン；5,000円上限 (費用の1/2助成) <p>⑤扶助費支給：市外の医療機関において予防接種を受けた者</p> <p>(1)三種混合 1件 6,000円</p> <p>(2)二種混合 1件 6,000円</p> <p>(3)麻しん及び風しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん 1件 10,500円 ・麻しん単独 1件 7,500円 ・風しん単独 1件 7,500円 <p>(4)日本脳炎 1件 7,500円</p> <p>(5)BCG 1件 7,500円</p> <p>(6)小児インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内協力医療機関外 1件2,000円上限で扶助 (生活保護世帯に属する場合は1件当たり実費額を扶助) ・市内協力医療機関で受けた生活保護世帯に属する者 1件当たり自己負担額を扶助 <p>(7) おたふく風邪 制度なし</p> <p>(8) みずぼうそう 制度なし</p> <p>(9) 子宮頸がん予防ワクチン 1件 17,000円</p> <p>(10)ヒブワクチン 1件 4,000円</p> <p>(11)小児用肺炎球菌 1件 5,000円</p>	<p>②実施場所：上都賀南部医師会</p> <p style="text-align: center;">*おたふく風邪・みずぼうそう……町内医療機関のみ</p> <p>③実施期間：4月～3月</p> <p>④費用の負担：自己負担なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児インフルエンザ； 1回1,000円の自己負担 <p>⑤扶助費支給：南部医師会以外の医療機関において予防接種を受けた者</p> <p>(1)三種混合 1件5,420円</p> <p>(2)二種混合 1件4,780円</p> <p>(3)麻しん及び風しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん 1期 1件11,555円 ・麻しん単独 1件 7,995円 ・風しん単独 1件 8,000円 <p>(4)日本脳炎 1件 7,023円</p> <p>(5)BCG 1件 8,525円</p> <p>(6)幼児インフルエンザ</p> <p style="text-align: right;">1件 2,000円</p> <p>(7)おたふく風邪 1件 6,000円</p> <p>(8)みずぼうそう 1件 7,000円</p> <p>(9)子宮頸がん予防ワクチン 制度なし</p> <p>(10)ヒブワクチン 制度なし</p> <p>(11)小児用肺炎球菌 制度なし</p>	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○集団予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①ポリオ (1)対象者 生後3月～90月未満 (2)実施場所 保健福祉センターほか各総合支所の指定する場所 (3)実施期間 4月～7月、 9月～12月 年40回</p> <p>②子宮頸がんワクチン（任意接種） ; (1回目, 2回目を集団) (1) 対象者 小学6年生、中学3年生 (H22は中学3年生のみ実施) (2) 実施場所 各小中学校、栃木保健福祉センター（予備日） (3) 実施期間 平成22年度は10月から実施予定</p> <p>③麻しん風しん（3期） 制度なし</p> <p>④二種混合（2期） 制度なし</p>	<p>○集団予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①ポリオ (1)対象者 生後3月～90月未満 (2)実施場所 保健センター (3)実施期間 3か月毎に1回 年4回</p> <p>②子宮頸がんワクチン（任意接種） 制度なし</p> <p>③麻しん風しん（3期） (1)対象者 中学校1年生に相当する年齢である者 (2)実施場所 中学校 (3)実施期間 4月～7月</p> <p>④二種混合（2期） (1)対象者 11歳以上13歳未満（小学校6年生） (2)実施場所 各小学校</p>	<p>集団予防接種については、予防接種の種類等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-9 保健衛生事業	関係項目	2 各種健(検)診																		
調整の方針	各種健(検)診については、合併後平成24年3月までに調整する。																				
現 況		具体的な調整内容																			
栃 木 市		西 方 町																			
<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>①個別検診：子宮がん検診(毎年可)</p> <p>(1)対象 子宮がん検診(20歳以上の女性)</p> <p>(2)時期 平成22年5月～23年3月末</p> <p>(3)項目 子宮頸部がん 子宮頸部がん+子宮体部がん</p> <p>(4)自己負担金</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮頸部がん</td> <td style="text-align: right;">1,300円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮頸部がん+子宮体部がん</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> </table> <p>(5)委託医療機関 子宮がん検診 市内7医療機関</p> <p>②集団検診：子宮がん検診・乳がん検診(毎年可)</p> <p>(1)対象</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮がん</td> <td>20歳以上の女性</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乳がん</td> <td>30歳～39歳の女性：超音波検査 40歳以上の女性：マンモグラフィ+超音波検査</td> </tr> </table>		子宮頸部がん	1,300円	子宮頸部がん+子宮体部がん	2,400円	子宮がん	20歳以上の女性	乳がん	30歳～39歳の女性：超音波検査 40歳以上の女性：マンモグラフィ+超音波検査	<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>①個別検診：子宮がん検診、乳がん検診(隔年)</p> <p>(1)対象 子宮がん検診(20歳以上の女性) 乳がん検診(40歳以上の女性)</p> <p>(2)時期 平成22年6月1日～12月31日</p> <p>(3)項目 子宮頸部がん 子宮頸部がん+子宮体部がん 乳がん</p> <p>(4)自己負担金</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮頸部がん</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮頸部がん+子宮体部がん</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乳がん</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> </table> <p>(5)委託医療機関 子宮がん検診 鹿沼市内3医療機関 乳がん検診 西方病院</p> <p>②集団検診：子宮がん検診・乳がん検診(隔年)</p> <p>(1)対象</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子宮がん</td> <td>20歳以上の女性</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乳がん</td> <td>30歳～39歳の女性；制度なし 40歳以上の女性；マンモグラフィ+超音波検査</td> </tr> </table>		子宮頸部がん	2,000円	子宮頸部がん+子宮体部がん	3,000円	乳がん	1,200円	子宮がん	20歳以上の女性	乳がん	30歳～39歳の女性；制度なし 40歳以上の女性；マンモグラフィ+超音波検査
子宮頸部がん	1,300円																				
子宮頸部がん+子宮体部がん	2,400円																				
子宮がん	20歳以上の女性																				
乳がん	30歳～39歳の女性：超音波検査 40歳以上の女性：マンモグラフィ+超音波検査																				
子宮頸部がん	2,000円																				
子宮頸部がん+子宮体部がん	3,000円																				
乳がん	1,200円																				
子宮がん	20歳以上の女性																				
乳がん	30歳～39歳の女性；制度なし 40歳以上の女性；マンモグラフィ+超音波検査																				
		<p>女性がん検診については、検診対象者、受診間隔、自己負担金、委託医療機関等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>																			

現 況		具体的な調整内容
栃木市	西方町	
<p>(2)回数及び場所 年間71回 保健福祉センター、各地区公民館等</p> <p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸部がん 700円 ・乳がん <ul style="list-style-type: none"> ア 超音波検査(30～39歳) 500円 イ マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) 1,000円 <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者</p> <p>【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p> <p>③女性特有のがん検診推進事業(集団・個別)</p> <p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸部がん 20, 25, 30, 35, 40歳の女性 ・乳がん 40, 45, 50, 55, 60歳の女性 <p>(2)時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団 平成22年5月1日～平成23年2月28日 個別 平成22年9月1日～平成23年2月28日(乳がん) <p>(3)項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸部がん ・乳がん 集団 マンモグラフィ+超音波検査 個別 マンモグラフィ+視触診 <p>(4)自己負担金 クーポンにより無料</p> <p>(5)委託医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団 年間71回 個別 子宮頸部がん検診 市内7、市外3医療機関 乳がん検診 市内4医療機関 	<p>(2)回数及び場所 年間4回 保健センター</p> <p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸部がん 1,000円 ・乳がん <ul style="list-style-type: none"> ア 超音波検査(30～39歳) 実施なし イ マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) 1,700円 <p>③女性特有のがん検診推進事業(集団・個別)</p> <p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん 20, 25, 30, 35, 40歳の女性 ・乳がん 40, 45, 50, 55, 60歳の女性 <p>(2)時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団 平成22年7月1日～平成22年10月31日 個別 平成22年6月1日～平成22年12月31日 <p>(3)項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸部がん ・乳がん 集団 マンモグラフィ+超音波検査 個別 マンモグラフィ+視触診 <p>(4)自己負担金 クーポンにより無料</p> <p>(5)委託医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団 年間4回 個別 子宮頸部がん検診 鹿沼市内3医療機関 乳がん検診 西方病院 	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○結核検診 結核を早期発見し、早期治療を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①方法：(1) バス巡回検診（下都賀郡市医師会） 支所のみ実施 ・68会場 18日間（7月～8月） ・36会場 13日間（11月） (2) 肺がん検診時に結核検診も兼ねて実施（集団検診）</p> <p>②検診内容 胸部レントゲン検査</p> <p>③対象者 65歳以上の者</p> <p>④自己負担金 無料</p>	<p>○結核検診 結核を早期発見し、早期治療を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>肺がん検診時に結核検診も兼ねて実施 （バス巡回検診は 平成21年度に廃止）</p>	<p>結核検診については、実施方法に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p> <p>（肺がん検診と併せて調整する）</p>

現 況		具体的な調整内容																								
栃 木 市	西 方 町																									
<p>○肝炎ウイルス検診 肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝臓ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p>【内容】 ①方法：集団検診時実施 ②内容： C型・B型肝炎ウイルス検診 ③対象者 ・40歳の者（節目検診） ・41歳以上で過去に検診を受けていない者 ・二次（要指導GPT）検診 ④自己負担金</p> <table border="0"> <tr> <td>個別</td> <td>制度なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td>C型+B型</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C型のみ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B型のみ</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者 【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	個別	制度なし		集団	C型+B型	600円		C型のみ	500円		B型のみ	100円	<p>○肝炎ウイルス検診 肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝臓ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p>【内容】 ①方法：集団・個別検診時実施 ②内容： C型・B型肝炎ウイルス検診 ③対象者 ・40歳の者（節目検診） ・41歳以上で過去に検診を受けていない者 ・二次（要指導GPT）検診 ④自己負担金</p> <table border="0"> <tr> <td>個別</td> <td>C型+B型</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C型のみ</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B型のみ</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td></td> <td>700円</td> </tr> </table> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	個別	C型+B型	1,000円		C型のみ	1,000円		B型のみ	1,000円	集団		700円	<p>肝炎ウイルス検診については、実施方法、自己負担金が異なるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>
個別	制度なし																									
集団	C型+B型	600円																								
	C型のみ	500円																								
	B型のみ	100円																								
個別	C型+B型	1,000円																								
	C型のみ	1,000円																								
	B型のみ	1,000円																								
集団		700円																								

現 況		具体的な調整内容																				
栃 木 市	西 方 町																					
<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（胃部レントゲン検査） ・肺がん検診（胸部レントゲン検査・喀痰検査） ・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法） ・前立腺がん検診（血液検査） <p>④回数及び実施場所 年間81回 保健福祉センター及び各地区公民館等</p> <p>⑤自己負担金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・胃がん検診</td><td style="text-align: right;">800円</td></tr> <tr><td>・肺がん検診</td><td style="text-align: right;">300円</td></tr> <tr><td> 喀痰</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>・大腸がん検診</td><td style="text-align: right;">300円</td></tr> <tr><td>・前立腺がん検診</td><td style="text-align: right;">400円</td></tr> </table> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者</p> <p>【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	・胃がん検診	800円	・肺がん検診	300円	喀痰	200円	・大腸がん検診	300円	・前立腺がん検診	400円	<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診、個別検診(前立腺がんのみ)</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（胃部レントゲン検査） ・肺がん検診（ヘリカルCT検査・喀痰検査） ・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法） ・前立腺がん検診（血液検査） ……集団及び個別実施 <p>④回数及び実施場所 年間4回 保健センター</p> <p>⑤自己負担金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・胃がん検診</td><td style="text-align: right;">1,200円</td></tr> <tr><td>・肺がん検診</td><td style="text-align: right;">2,500円</td></tr> <tr><td> 喀痰</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> <tr><td>・大腸がん検診</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> <tr><td>・前立腺がん検診</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> </table> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	・胃がん検診	1,200円	・肺がん検診	2,500円	喀痰	500円	・大腸がん検診	500円	・前立腺がん検診	500円	<p>各種がん検診については、実施方法（肺がん・前立腺がん検診）及び自己負担金等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>
・胃がん検診	800円																					
・肺がん検診	300円																					
喀痰	200円																					
・大腸がん検診	300円																					
・前立腺がん検診	400円																					
・胃がん検診	1,200円																					
・肺がん検診	2,500円																					
喀痰	500円																					
・大腸がん検診	500円																					
・前立腺がん検診	500円																					

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性（年度年齢） 60, 65, 70 歳の男性</p> <p>②検診方法 集団検診</p> <p>③検診内容 超音波検査</p> <p>④回数及び実施場所 集団 保健福祉センター、各地区公民館等（年間60回）</p> <p>⑤自己負担金 400円</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、 【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 20・25・30・35 40・45・50・55・60・65・70歳の女性（4月1日現在）</p> <p>②検診方法 集団・個別検診</p> <p>③検診内容 超音波検査・レントゲン検査</p> <p>④回数及び実施場所 集団 保健センター 2回 個別 西方病院</p> <p>⑤自己負担金 600円（H21より）</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>骨粗しょう症検診については、検診対象者、実施方法、自己負担金等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>
<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目（年度年齢）</p> <p>②方法 個別検診（市内70歯科医療機関）</p> <p>③時期 通年</p> <p>④項目 歯及び歯周組織等の状況</p> <p>⑤自己負担金 1,000円</p> <p>【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 4月1日現在、40歳以上</p> <p>②方法 集団健診（従事者；町内歯科医師）</p> <p>③時期 年4回（集団健診と同時実施）</p> <p>④項目 歯及び歯周組織等の状況</p> <p>⑤自己負担金 無料</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>歯周疾患検診については、検診方法、対象年齢等に差異があるため、合併後平成24年3月までに調整する。</p>

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の生活保護受給者 ・医療保険が途中切り替わった者及び途中転入者等 <p>②方法 集団検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ ・65歳以上の者については、生活機能評価も同時実施する。 <p>④自己負担金： 無料</p> <p>○ヤング検診 20～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての認識・自覚の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 20歳～39歳（年度年齢）</p> <p>②方法 集団検診</p> <p>③検診項目 問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、血糖、貧血検査）</p> <p>④回数及び実施場所 年間5回 保健福祉センター、各地区公民館等</p> <p>⑤自己負担金 800円</p> <p>【減免対象者】 市民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の生活保護受給者 ・医療保険が途中切り変わった者及び途中転入者等 <p>②方法 集団検診及び個別検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ <p>④自己負担金 集団 500円 個別 1,000円</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、生活保護世帯</p> <p>○ヤング検診 制度なし</p>	<p>健康増進法に基づく健康診査については、検診方法等に差異があるため、特定健診との関係もあることから、合併後平成24年3月までに調整する。</p> <p>ヤング検診については、合併後平成24年3月までに調整する。</p>

協議第 36 号

合併協定項目 25-10 障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	25-10 障害者福祉事業
調整方針	1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に統合する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関するものは、合併後、速やかに再編する。 2 市町が独自に行う障害者福祉事業は、合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-10 障害者福祉事業	関係項目	
調整の方針	<p>1 障害者自立支援法に関する事業については、合併時に統合する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することは、合併後、速やかに再編する。</p> <p>2 市町が独自に行う障害者福祉事業は、合併時に統合する。</p>		
障害者自立支援法に関する事業			
現		況	
栃木市		西方町	
<p>○障害程度区分認定事務に関すること</p> <p>障害者自立支援法に基づく全国一律の事務</p> <p>障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定</p> <p>【付属機関】</p> <p>栃木市障がい程度区分審査会</p> <p>委員10名</p> <p>報酬額 医師20,800円</p> <p>一般12,500円</p>	<p>○障害程度区分認定事務に関すること</p> <p>障害者自立支援法に基づく全国一律の事務</p> <p>障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定</p> <p>【付属機関】</p> <p>西方町障害程度区分審査会</p> <p>委員4名</p> <p>報酬額 医師16,000円</p> <p>一般9,600円</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	
<p>○自立支援給付に関すること</p> <p>障害者自立支援法に基づく全国一律の事務</p> <p>障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給</p> <p>市独自の軽減措置あり</p>	<p>○自立支援給付に関すること</p> <p>障害者自立支援法に基づく全国一律の事務</p> <p>障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付 市独自の補助あり</p>	<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理 自己負担分は市で助成</p>	<p>○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○身体障害者訪問入浴サービス事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 居宅において入浴が困難な障害児者に対して、訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを提供（介護保険の対象者を除く。） 利用者負担 本人の所得で決定</p>	<p>○障害児者訪問入浴サービス事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 居宅において入浴が困難な障害児者に対して、訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを提供（介護保険の対象者を除く。） 利用者負担</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 委託により実施 原則利用者負担なし</p>	<p>○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者等への日常生活用具の給付又は貸与 市の自己負担免除制度あり</p>	<p>○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者等への日常生活用具の給付又は貸与</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 介護者不在のために見守り等が必要な市内在住の障がい者等の宿泊を伴わない預かり利用者負担軽減あり</p>	<p>○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 一時的に介護者不在のために見守り等が必要な障害児者の宿泊を伴わない預かり</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援 利用者負担軽減あり</p>	<p>○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○身体障害者自動車運転免許取得費用助成に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対する、取得費用の助成</p>	<p>○身体障害者自動車運転免許取得費用助成に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対する、取得費用の助成</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○成年後見制度利用支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 知的障がい・精神障がい等により判断不能な者で、本人の代わりに審判申立てを行う四親等内の親族がいない者の成年後見制度利用の支援</p>	<p>—</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>○身体障害者更生訓練費及び就職支度金の給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 ① 就労に係る訓練等給付を受けている者、身体障害者更生援護施設に入所している者への更生訓練費の支給 ② 就職等により自立するものへの就職支度金の支給</p>	<p>—</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○障がい者相談支援に関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助</p> <p>直営により実施</p>	<p>○障害者相談支援に関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障害児者等又はその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報の提供及び権利擁護のために必要な援助</p> <p>委託により実施</p>	<p>○障害者相談支援に関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障害者等の保護者又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助</p> <p>直営及び委託により実施</p>	<p>○障害者相談支援に関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助</p> <p>直営により実施</p>	<p>○障害者相談支援に関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助</p> <p>民間事業所に委託により実施 (鹿沼市と共同で実施)</p>	<p>合併後平成23年度中に再編する。</p>
<p>○地域活動支援センターに関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活を支援</p> <p>民間事業所に委託により実施</p>	<p>○地域活動支援センターに関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障害者が通所による創作的活動、生産活動及び社会との交流を行うことにより、地域生活を支援</p> <p>指定管理者により実施</p>	<p>○地域活動支援センターに関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進により、障害者の地域生活を支援</p> <p>指定管理者により実施</p>	<p>○地域活動支援センターに関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活を支援</p> <p>指定管理者により実施</p>	<p>○地域活動支援センターに関する事業 障害者自立支援法に基づく事業</p> <p>障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活を支援</p> <p>民間事業所に委託により実施 (鹿沼市と共同で実施)</p>	

市町が独自に行う事業

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
○福祉タクシー料金助成事業に関すること 通常交通機関を利用することが困難な重度障害者及び高齢者に、必要な交通の便を確保するため、タクシー券を交付 交付対象者、枚数等は市の独自基準	○福祉タクシー料金助成事業に関すること 通常交通機関を利用することが困難な重度障害者（者）に、必要な交通の便を確保するため、タクシー券を交付 交付対象者、枚数等は町の独自基準	栃木市の例により合併時に統合する。
○特定疾患者介護手当に関すること 原因不明や治療方法の確立していない難病患者又はその介護者に対して、手当を支給 支給額 月額3,000円	○特定疾患者療養見舞金に関すること 原因不明や治療方法の確立していない難病患者又はその保護者に対して、手当を支給 支給額 年額10,000円	栃木市の例により合併時に統合する。
○重度心身障害児扶養手当の支給に関すること 重度心身障害児を扶養している保護者に対して手当を支給 支給額 月額3,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
○福祉電話の貸与に関すること 外出困難な在宅の重度障がい者に対して、福祉電話（聴覚障がい者はFAX）を設置	—	栃木市の例により合併時に統合する。
○知的障害者・精神障害者授産施設通所費等助成 障害者支援施設等に通所している障害者に対し、通所及び訓練のために要する費用を助成	—	栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 37 号

合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業
調整方針	<p>1 ・ 敬老祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・ その他の敬老事業（祝詞、記念品の配布等）については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 はつらつセンターについては、合併後に再編する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-11 高齢者福祉事業	関係項目	1 敬老事業													
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。 その他の敬老事業（祝詞、記念品の配布等）については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 															
現		況														
栃木市		西方町														
<p>○敬老祝金</p> <p>【対象者及び支給額】</p> <p>85歳 10,000円</p> <p>90歳 20,000円</p> <p>95歳 30,000円</p> <p>100歳 100,000円</p> <p>101歳以上 50,000円</p> <p>①年度年齢で支給する。</p> <p>②基準日は9月1日とする。</p> <p>③支給要件として1年以上住所を有するものとする。</p> <p>④最高齢者、100歳到達者には、市長が訪問し慶賀する。</p> <p>⑤初年度のみ経過措置として、前年度までの暦年等の変更により漏れてしまう者について、前年度の金額を支給する。(旧大平町、旧都賀町)</p>		<p>○敬老祝金</p> <p>【対象者及び支給額】</p> <p>88歳 30,000円</p> <p>95歳 50,000円</p> <p>100歳 100,000円</p> <p>【支給方法】</p> <p>88歳 民生委員</p> <p>95歳・100歳 町長慶賀訪問</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>敬老祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>なお、対象者及び支給額は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	支給額	85歳	10,000円	90歳	20,000円	95歳	30,000円	100歳	100,000円	101歳以上	50,000円
対象者	支給額															
85歳	10,000円															
90歳	20,000円															
95歳	30,000円															
100歳	100,000円															
101歳以上	50,000円															

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に廃止 <p>・敬老会等補助 制度なし</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝詞、記念品の配布 <p>【対象者】 祝金該当外の80歳以上</p> <p>【支給品】 入浴施設入館券</p> <p>【配布方法】 郵送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老行事自治会交付金 自治会主催の敬老会行事に対し、交付金を支給 <p>【支給額】 75歳以上の人数×2,000円 1自治会 20,000円</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝詞、記念品の配布 <p>【対象者】 88歳到達者(米寿)</p> <p>【支給品】 祝詞、記念品</p> <p>【配布方法】 民生委員が配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老事業補助金 敬老事業(70歳以上を対象にした懇親会等)を行った老人クラブ又は老人クラブのない自治会に補助金を支給 <p>【支給額】 70歳以上の人数×500円</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝詞、記念品の配布 <p>【対象者】 77歳、88歳</p> <p>【支給品】 湯飲み</p> <p>【配布方法】 敬老会で贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会賄代 敬老会に賄代を支給 <p>【支給額】 75歳以上の人数×2,200円</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝詞、記念品の配布 <p>【対象者】 76歳以上(当該年の12月31日までに76歳以上になる方)</p> <p>【支給品】 76歳以上 お茶セット (平成22年度は月餅まんじゅう) 90歳以上 バスタオル</p> <p>【配布方法】 90歳・95歳・100歳は町長が訪問しそれ以外は職員配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会賄代 地域福祉活動事業費(敬老会等)として各自治会に自治会総合交付金を交付 <p>【交付額】 自治会に属する敬老会対象者数×1,500円</p>	<p>その他の敬老事業(祝詞、記念品の配布等)については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25—11 高齢者福祉事業			関係項目	2 高齢者保健福祉計画
調整の方針	高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「ゆーあい長寿プラン」として栃木市高齢者保健福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「いきいきおおひらプラン」として介護保険事業計画と一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p>【概要】 藤岡町高齢者福祉計画及び藤岡町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p>【概要】 都賀町高齢者保健福祉計画及び都賀町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p>【概要】 西方町高齢者保健福祉計画及び西方町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p>【計画期間】 平成21年度から平成23年度</p>	<p>現計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(24年度からの計画を新市として策定する。)</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25—11 高齢者福祉事業			関係項目	3 はつらつセンター
調整の方針	はつらつセンターについては、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
—	<p>地域の参加と協力のもとに、地域の施設等において各種サービスを提供することにより、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対しての社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。</p> <p>【対象者】 旧大平町に居住するおおむね60歳以上の者。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣味、生きがい活動 ・日常動作訓練 ・地域における交流事業 ・その他目的達成に必要な事業 <p>【予算規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間12万円/センター ・初年度のみ設備費として20万円/センター <p>【21年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18センターで事業実施 	—	—	—	<p>はつらつセンターを主体として、他福祉事業との調整を行う必要があるため、合併後に再編する。</p>

協議第 38 号

合併協定項目 25-12 児童福祉事業について

児童福祉事業について、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目 25-12 児童福祉事業
調整方針	1 子ども手当等については、現行のとおりとする。 2 ファミリー・サポートセンター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 放課後児童健全育成事業については、合併後平成 24 年 3 月までに調整する。 4 赤ちゃん誕生祝金等については、合併後平成 24 年 3 月までに調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	1 子ども手当等
調整の方針	子ども手当等については、現行のとおりとする。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>○子ども手当</p> <p>15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校就了前の児童)を養育している者に支給する。</p> <p>【支給額】子ども一人につき月額13,000円</p>		<p>○子ども手当</p> <p>15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校就了前の児童)を養育している者に支給する。</p> <p>【支給額】子ども一人につき月額13,000円</p>	
<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>市は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】(月額)</p> <p>1級 50,750円</p> <p>2級 33,800円</p>		<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>町は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】(月額)</p> <p>1級 50,750円</p> <p>2級 33,800円</p>	
		具体的な調整内容	
		同一の内容であるため、現行のとおりとする。	
		同一の内容であるため、現行のとおりとする。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
<p>○児童扶養手当 児童を養育している、ひとり親家庭等に対し支給する。</p> <p>【支給額】（月額） （所得に応じ全部支給と一部支給あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人のとき 全部支給 41,720 円 一部支給 9,850 円～41,710 円 ・児童2人のとき 上記金額に5,000 円加算 ・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000 円加算 	<p>○児童扶養手当 児童を養育している、ひとり親家庭等に対し支給する。</p> <p>【支給額】（月額） （所得に応じ全部支給と一部支給あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人のとき 全部支給 41,720 円 一部支給 9,850 円～41,710 円 ・児童2人のとき 上記金額に5,000 円加算 ・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000 円加算 	<p>同一の内容であるため、現行のとおりとする。</p>
<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、養育している者に支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000 円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、市民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。</p>	<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、養育している者に支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000 円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。</p>	<p>同一の内容であるため、現行のとおりとする。</p>
<p>○チャイルドシート購入扶助費 満6歳未満の子どもを養育し、チャイルドシートを購入した保護者に補助する。 児童1人に対し1台限り購入費の1/2 限度額 10,000 円</p>	—	<p>栃木市の例により、統合する。</p>

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	2 ファミリー・サポートセンター事業
調整の方針	ファミリー・サポートセンター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>○ファミリー・サポートセンター事業</p> <p>育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児を行える人（提供会員）で組織し、会員が相互援助を行うため、仲介することにより子育て支援を図る。</p> <p>【対象】 市の居住者、勤務者</p> <p>【利用対象児童】 0才～12才</p> <p>【休日】 なし</p> <p>【利用時間】 制限なし</p> <p>【利用料金】</p> <p>午前7時～午後7時 1時間700円</p> <p>平日上記時間外、土・日・祝日、病児 1時間800円</p> <p>交通費 1日200円</p> <p>【提供会員資格】 特になし</p> <p>会員講習会 年5回</p> <p>【実績】 平成22年7月31日現在</p> <p>提供会員 178名</p> <p>依頼会員 749名</p> <p>両方会員 81名</p> <p>合計 1,043名</p> <p>利用件数 1,239件</p>		—	
		具体的な調整内容	
		西方町在住の人が合併後利用できるよう、栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	3 放課後児童健全育成事業
調整の方針	放課後児童健全育成事業については、合併後平成24年3月までに調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～3年生</p> <p>【実施方法】 直営及び委託</p> <p>【開設場所】 直営9か所 民間6か所</p> <p>【保育時間】〔直営〕 通常（放課後） 13時～18時 （1か所は19時まで） 長期休業日 8時～18時 （1か所は19時まで） 土曜日 8時30分～19時 （1か所のみ実施）</p> <p>〔委託〕 通常（放課後） 12時～19時 長期休業日 8時30分～19時 土、日、祝日 9時～17時30分</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が就労等のため下校時に保護を受けられない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営及び委託</p> <p>【開設場所】 直営6か所 民間1か所</p> <p>【保育時間】 通常（放課後） 13時～18時 土曜日 8時～19時 （1か所のみ実施） 長期休業日 8時～18時 延長 18時～19時 〔委託〕 通常（放課後） 13時～19時 長期休業日 8時～18時 土曜日 9時～17時30分 延長 18時～19時</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営</p> <p>【開設場所】 4か所</p> <p>【保育時間】 通常（放課後） 13時～18時 長期休業日 8時30分～18時 土曜日（21年4月から実施） 8時30分～18時00分</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 概ね小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営</p> <p>【開設場所】 3か所</p> <p>【保育時間】 通常（放課後） 13時～17時30分 長期休業日 8時30分～17時30分</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 概ね小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 委託のみ</p> <p>【開設場所】 民間2か所</p> <p>【保育時間】〔直営〕 該当なし</p> <p>〔委託〕 通常（放課後） 下校時～19時 長期休業日 8時～19時 土曜日 8時～18時</p>	<p>平成22年度中に栃木市で事業を統一する。 合併後平成24年3月までに調整する。</p> <p>西方町では委託で実施しているため、業務等の調整は必要ない。</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
【保護者負担】〔直営〕 ・保育料 2,000円 ・延長保育 100円/1回 (上限1,500円) ・おやつ代、教材費等 2,500円 ・年間傷害保険料 1,800円 ・土曜保育負担金 2,000円 〔委託〕・受託先による 【指導員報償金】 1時間当たり 880円 【運営委託料】 18,419千円	【保護者負担】〔直営〕 ・負担金 一般 4,000円 母子・父子世帯または 障がい者のいる世帯で 町民税課税 3,000円 被課税 2,000円 母子・父子世帯または 障がい者のいる世帯で 非課税 0円 ・延長保育 200円/1回 (上限2,500円) ・おやつ代、教材費等 1,000円 ・年間傷害保険料 3円/人 【指導員報償金】 1時間当たり 880円	【保護者負担】〔直営〕 ・おやつ代、教材費等 3,000円 ・年間傷害保険料 1,500円 〔委託なし〕 【指導員報償金】 1時間当たり 880円	【保護者負担】〔直営〕 ・保育料 3,000円 保育料減免あり 母子・父子等 非課税 1,500円 第3子同時保育 無料 ・おやつ代、教材費等 2,000円 ・年間傷害保険料 600円 〔委託なし〕 【指導員報償金】 1時間当たり 880円	【保護者負担】〔直営なし〕 〔委託〕 ・利用料(月額) 5,000円 おやつ含む ・利用料(8月) 9,000円 おやつ含む 臨時(1時間以上) 半日 500円 1日 800円	
8月末現在の調整 【対象】 小学校1年～6年生 【実施方法】 直営及び委託 【開設場所】 33か所 (うち委託7か所) 【保育時間】 〔直営〕(延長含む) 通常(放課後) 13時～19時 長期休業日 8時～19時 土曜日 8時～19時 (各地区1か所のみ実施) 〔委託〕(委託先により異なる) 通常(放課後) 12時～19時 長期休業日 8時30分～19時 土、日、祝日 9時～18時					

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	4 赤ちゃん誕生祝金等
調整の方針	赤ちゃん誕生祝金等については、合併後平成24年3月までに調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
該当事業なし	<p>○赤ちゃん誕生祝金等 次代を担う児童の出産を奨励するとともに、児童の健全な成長を願い、赤ちゃん誕生祝金及びすくすく奨励金を支給する。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん誕生祝金 <ul style="list-style-type: none"> 第2子 30,000円 第3子以降 50,000円 ・すくすく奨励金 (21年度廃止し23年度末までの経過措置) <ul style="list-style-type: none"> 第3子以降児童が満1歳に達したとき 50,000円 満2歳に達したとき 50,000円 	<p>○赤ちゃん誕生祝金 赤ちゃんの出産を奨励し、健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝金を支給する。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん誕生祝金 <ul style="list-style-type: none"> 第3子以降 50,000円 	<p>○赤ちゃん誕生祝記念品 次代を担う児童の出産を奨励するとともに、その児童の健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝記念品を贈る。</p> <p>【支給品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん誕生祝記念品 <ul style="list-style-type: none"> 絵本 2冊 1冊の絵本単価 約1,000円 	<p>○赤ちゃん誕生祝金等 次代を担う出生児を祝福し、健やかな成長を願い誕生祝金及び健全育成奨励金を支給し、児童の健全育成に資する。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誕生祝金 50万円 ・健全育成奨励金 50万円 <p>【受給資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以上の出産の日前に引き続き1年以上西方町に居住している者 ・現に第2児以上を養育している者 ・平成19年3月31日までに第3子以上の出産を行い、かつ、3月以上養育している者 ・赤ちゃん誕生祝い金は、該当者なし。健全育成奨励金については、第3子以上の赤ちゃん誕生時に祝い金として50万円を支給後、10年間に5万円ずつ支給する 	<p>平成22年度中に栃木市で事業を統一する。 合併後平成24年3月までに調整する。 (西方町の赤ちゃん誕生祝金については現在終了しており、健全育成奨励金が経過措置として残っている。)</p>

協議第 3 9 号

合併協定項目 2 5 - 1 3 保育事業について

保育事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 3 保育事業
調整方針	保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年度から国の基準を基に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-13 保育事業	関係項目	
調整の方針	保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成24年度から国の基準を基に再編する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>○保育料 保育料は月額とし、市長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 9区分 【保育料月額】 (別添資料1のとおり)</p>		<p>○保育料 保育料は月額とし、町長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 7区分 【保育料月額】 (別添資料1のとおり)</p>	
<p>○保育料の減免 【第三子以降】 3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、当該世帯の第三子以降の児童。</p> <p>【延長保育料】 1日200円 上限 1月2,500円</p> <p>【休日保育料】 月額2,000円</p> <p>【病後児保育料】 日額2,000円</p> <p>【一時保育料】 3歳未満児 日額2,000円 3歳以上児 日額1,500円</p> <p>それぞれに減免等の規定を設けることとする。</p>		<p>○保育料の減免 【第三子以降】 3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、当該世帯の第三子以降の児童であつて、保育の実施が行われた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童が保育所に入所しているときは、保育料を免除する。</p> <p>【保育料】 町長は、児童の扶養義務者が災害その他特別の事情により保育料を負担することができないと認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>	
		具体的な調整内容	
		階層区分、保育料等が異なるため、合併時は現行のとおりとし、平成24年度から国の基準を基に、再編する。	
		減免の内容等が異なるため、合併時は現行のとおりとし、平成24年度から再編する。	

保育料一覧(国階層定義区分による比較)

各月初日の在籍措置児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)								
階層区分 (国)	定 義	3歳未満児			3歳児			4歳児以上		
		国	栃木市	西方町	国	栃木市	西方町	国	栃木市	西方町
平成22年度										
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び4 ～8階層を除 き、前年度分の 市町村民税の 額の区分が次 の区分に該当	9,000円	3,000円	5,200円	6,000円	1,800円	3,800円	6,000円	1,800円	3,800円
第3階層	市町村民税 非課税世帯 (母子等)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税 課税世帯 (母子等)	19,500円	10,200円	12,400円	16,500円	8,400円	10,400円	16,500円	8,400円	10,400円
第4階層	40,000円未満	30,000円	18,600円		27,000円 (保育単価限度)	16,800円		27,000円 (保育単価限度)	16,800円	
第5階層	40,000円以上 70,000円未満		31,200円	18,800円		25,800円	16,800円		24,600円	16,800円
第5階層	70,000円以上 80,000円未満	44,500円			41,500円 (保育単価限度)	27,000円		41,500円 (保育単価限度)	25,800円	
第5階層	80,000円以上 103,000円未満									
第6階層	103,000円以上 153,000円未満		42,600円	28,800円		30,000円	21,800円		27,000円	21,800円
第6階層	153,000円以上 200,000円未満	61,000円			58,000円 (保育単価限度)	33,000円		58,000円 (保育単価限度)	29,400円	
第6階層	200,000円以上 413,000円未満			35,200円			24,400円			24,400円
第7階層	413,000円以上 510,000円以上	80,000円 (保育単価限度)			77,000円 (保育単価限度)			77,000円 (保育単価限度)		
第7階層	510,000円未満 734,000円未満		57,000円			39,000円			33,000円	
第8階層	734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)		41,000円	101,000円 (保育単価限度)		26,600円	101,000円 (保育単価限度)		26,600円

協議第 4 0 号

合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業について

生活保護事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業
調整方針	生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-14 生活保護事業	関係項目	
調整の方針	生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 専任の面接相談員(非常勤職員)を置き、生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるもの活用につて指導助言を行い、それをもってしても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 ・平成21年度相談延件数……485件 ・平成22年 4月現在保護世帯数……770世帯</p> <p>○生活保護ケースワーカー 現業員 8名</p> <p>○査察指導員 査察指導員 2名</p>	<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものを活用しても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 申請受理後、県南健康福祉センターに進達する。 ・平成22年 4月現在 生保世帯 17世帯</p> <p>○生活保護ケースワーカー 該当なし</p> <p>○査察指導員 該当なし</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

協議第 4 1 号

合併協定項目 2 5 - 1 5 その他の福祉事業について

その他の福祉事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 5 その他の福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 こども医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。2 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。3 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。4 ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	1 こども医療費助成	
調整の方針	こども医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現		況		
栃木市		西方町		
<p>【目的】 こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 栃木市の区域内に住所を有し、誕生日から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者の保護者であって市長が交付することも医療費受給資格証を有する者</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）及び入院時食事療養費。</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い</p> <p>④助成期間 対象こどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 市1/2 入院時食事療養費は市単独事業</p>		<p>【目的】 こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 西方町の区域内に住所を有し、誕生日から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者の保護者であって町長が交付することも医療費受給資格証を有する者</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い、</p> <p>④助成期間 対象児童が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 町1/2</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	2 重度心身障がい者医療費助成	
調整の方針	重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現		況		
栃木市		西方町		
<p>【目的】 重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障がい者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>①対象者 次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者</p> <p>(1) 身体障害者手帳1級又は2級</p> <p>(2) 知能指数35以下の知的障がい者</p> <p>(3) 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障がい者</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 市1/2</p>		<p>【目的】 重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>①対象者 以下のいずれかの障害に該当する者</p> <p>(1) 身体障害者手帳1級又は2級</p> <p>(2) 知的指数が35以下の知的障害児</p> <p>(3) 身体障害者3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であって、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児と判定された者</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付費は控除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 町1/2</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	3 妊産婦医療費助成
調整の方針	妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>【目的】 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 栃木市の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2、市1/2</p>	<p>【目的】 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 西方町の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）、</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2、町1/2</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	4 ひとり親家庭医療費助成
調整の方針	ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>【目的】 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>④費用負担 県1/2、市1/2</p>		<p>【目的】 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>④費用負担 県1/2、町1/2</p>	
		具体的な調整内容	
		栃木市の例により合併時に統合する。	

協議第42号

合併協定項目25-16 健康づくり事業について

健康づくり事業について、協議を求める。

平成22年10月15日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目25-16 健康づくり事業
調整方針	健康21計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成25年度に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-16 健康づくり事業			関係項目	
調整の方針	健康21計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成25年度に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町	—	
<p>○栃木市健康21計画 市民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防する。</p> <p>【計画期間】 H18～27年度 【中間評価】 H22年度 【重点領域】 4領域 栄養食生活、運動身体活動 喫煙、健康診査健診</p> <p>【部会設置】 健康21検討部会設置 【進捗管理】 部会と庁内実務者で進捗管理</p>	<p>○健康おおひら21プラン 町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって、主体的に健康づくりに取り組み、その個人の取り組みを家庭・学校・職場・行政等が一体となって支え、地域全体で健康づくりを推進する。</p> <p>【計画期間】 H19～28年度 【中間評価】 H23年度 【重点領域】 6領域 情報の発信、食生活、運動、こころ、アルコール、健康診査</p> <p>【部会設置】 部会なし 【進捗管理】 健康づくり推進協議会で進捗管理</p>	<p>○生涯すこやか ふじおか21プラン 町民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防し健康づくりを推進する。</p> <p>【計画期間】 H19～28年度 【中間評価】 H23年度 【重点領域】 なし (ライフステージ毎に目標設定)</p> <p>【部会設置】 部会なし 【進捗管理】 地域保健対策推進協議会で進捗管理</p>	<p>○つが健康づくり21 町民一人ひとりが健康づくりに心がけるとともに都賀町ぐるみで健康づくりに取り組むことにより生活の維持向上、壮年期の疾病・死亡の減少、健康寿命の延伸を図る。</p> <p>【計画期間】 H20～29年度 【中間評価】 H24年度 【重点領域】 7領域 食、運動、いやし、歯の健康、健康診査、たばこ、アルコール</p> <p>【部会設置】 部会なし 【進捗管理】 健康づくり推進協議会で進捗管理</p>	—	<p>旧市町における計画が推進中のため、合併時は現行のとおりとし、平成24年度に基礎調査の実施等により健康課題を整理したうえで、平成25年度に再編する。</p>

協議第 4 3 号

合併協定項目 2 5 - 1 7 ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 7 ごみ収集運搬業務事業
調整方針	ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-17 ごみ収集運搬業務事業			関係項目	
調整の方針	ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現況					具体的な調整内容
栃木市				西方町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
<p>【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、市内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p>【収集体制】（箇所数：約2,500） ・もやすごみ 収集頻度 週2回 （月・木、火・金、水・土） 収集車両 パッカー車9台</p> <p>・プラスチック製容器包装ごみ（PETボトル、食品用トレイ） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</p> <p>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</p> <p>・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</p>	<p>【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p>【収集体制】（箇所数：約380） ・もやすごみ 収集頻度 週2回 （月・木、火・金、水・土） 収集車両 パッカー車5台</p> <p>・プラスチック製容器包装ごみ（PETボトル、食品用トレイ） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車3台</p> <p>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月1～2回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車3台</p>	<p>【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p>【収集体制】（箇所数：約300） ・もやすごみ 収集頻度 週2回 （月・木、火・金） 収集車両 パッカー車3台</p> <p>・プラスチック製容器包装ごみ（PETボトル、食品用トレイ） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</p>	<p>【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p>【収集体制】（箇所数：236） ・もやすごみ 収集頻度 週2回 （月・木、火・金） 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・プラスチック製容器包装ごみ（PETボトル、食品用トレイ） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車1台</p>	<p>【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p>【収集体制】（箇所数：92） ・もやすごみ 収集頻度 週2回 （月・金） 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・プラスチック製容器包装ごみ（PETボトル、食品用トレイ） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</p> <p>・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。（平成25年3月まで） （栃木市では、平成25年3月までの再編することで、検討委員会を立ち上げ検討を進めていることから、合併後は西方町も委員会にわり再編を進める。）</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月1回 収集車両 ダンプ、パッカー車、平ボディー車、ユニック車</p> <p>・粗大ごみ 収集頻度 月、火、水、木、金、土 箇所数 申込みのあった世帯 収集車両 ダンプ 手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】 もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時までに排出する。</p> <p>【委託業者】 ・もやすごみ 栃木清掃サービス（株） 栃木市片柳町2-32-4 ・古紙 （株）テーアールシー 栃木市平柳町2-9-27</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台、</p> <p>・粗大ごみ 収集頻度 月3回 箇所数 申込みのあった世帯 収集車両 平ボディー車 手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】 もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【委託業者】 （有）大環舎 大平町真弓1590</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車3台</p> <p>・粗大ごみ 収集頻度 週1回 箇所数 申込みのあった世帯 収集車両 ダンプ 手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】 もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【委託業者】 （有）イイヅカクリーンワークス 藤岡町大字大田和246-2</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月2回 収集車両 ダンプ1台</p> <p>・粗大ごみ 収集頻度 月3回 箇所数 申込みのあった世帯 収集車両 ダンプ 手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】 もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【労務委託】 ・もやすごみ等 一般社団法人 都賀町委託業務受託セクター 都賀町家中672番地1 ・粗大ごみ等 （有）栃北興業 栃木市平柳町1-5-12</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月1回 収集車両 ダンプ1台 パッカー車2台</p> <p>・粗大ごみ 収集頻度 月1回 箇所数 申込みのあった世帯 収集車両 ダンプ 手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】 もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時までに排出する。</p> <p>【委託業者】 （有）栃北興業 栃木市平柳町1-5-12</p>	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>・不燃ごみ (有) 栃木クリーン 栃木市泉川町 455-1 (有) 栃環 栃木市野中町 66-1</p> <p>・粗大ごみ 栃木清掃サービス (株) 栃木市片柳町 2-32-4</p> <p>【委託料】(平成22年度予算) 225,262千円</p> <p>【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の1市2町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市2町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成22年度予算) 74,845千円</p> <p>【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の1市2町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市2町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成22年度予算) 66,044千円</p> <p>【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の1市2町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市2町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成22年度予算) 22,948千円</p> <p>【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の1市2町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市2町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成22年度予算) 11,991千円</p> <p>【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の1市2町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市2町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
【古紙売払先】 栃木市資源回収事業協同組合 栃木市平柳町2-9-27 【古紙売払額】 (平成21年度決算額) 11,190,668円 【特記事項】 ・平成17年度から、市内小中学校で排出される給食の牛乳パックを市直営で回収し、資源化を図っている。	【古紙売払先】 (株) カワダ商事 大平町西水代2525 【古紙売払額】 (平成21年度決算額) 1,740,995円	【古紙売払先】 (有) 味村武宝商店 藤岡町大字都賀1215 (株) カワダ商事 大平町西水代2525 【古紙売払額】 (平成21年度決算額) 1,376,630円	【古紙売払先】 関口商事(株) 栃木市泉町21-9 【古紙売払額】 (平成21年度決算額) 1,376,059円	【古紙売払先】 関口商事(株) 栃木市泉町21-9 【古紙売払額】 (平成21年度決算額) 649,716円	

協議第 4 4 号

合併協定項目 2 5 - 1 8 環境対策事業について

環境対策事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 8 環境対策事業
調整方針	1 環境基本計画については、合併時に統合する。 2 公営墓地については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 斎場については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業	関係項目	1 環境基本計画
調整の方針	環境基本計画については、合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
<p>《環境基本計画》</p> <p>【目的】 現在制定作業を進めている環境基本条例等に基づく環境のまちづくりを進めるため、市民、事業者、市が一体となって、環境を保全し、創造するための取組を、総合的、計画的に推進を図るための指針として、本計画を策定する。</p> <p>【概要】 環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指し、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、お互いに協働して計画に位置付けられた取組を実行、推進していく。</p> <p>【計画策定年度】 平成23年度・平成24年度</p> <p>《環境基本条例》</p> <p>【目的】 環境問題は、地球温暖化やごみ問題をはじめ多岐にわたり、地域だけではなく全国的・全世界的な問題となっている。 これらに対応するため、合併前の各市町においてそれぞれ環境施策を実施してきたところであるが、今後は、共通理解のもと進めていかなければならない問題である。また、行政のみではなく、市民や団体・事業者等とも一緒に取り組んでいく必要があることから、本市のこれからの環境対策の指針として栃木市環境基本条例を制定する。</p> <p>【概要】 本市の環境対策の指針として、環境を保全し、また、より良い環境を創出し、将来につなげていくために必要な基本的理念を定め、そのために必要な施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項を定める。</p> <p>【制定】 平成23年3月予定</p>		該当なし	<p>・環境基本計画については、合併時に栃木市の例により統合し、策定する。</p>

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業	関係項目	2 聖地公園の管理、運営	
調整の方針	公営墓地については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況		具体的な調整内容		
栃 木 市		西 方 町		
<p>【概要】</p> <p>(1) 使用者に良好な環境で聖地公園を利用してもらうため、園内の維持管理を行う。 ①除草、ごみの処理、清掃 ②樹木伐採、剪定 ③トイレ、階段等の墓地施設の修理</p> <p>(2) 墓地の受付を行う。</p> <p>栃木市聖地公園 墓所数 2,002 区画 永代使用料 125,000 円～610,000 円 管理手数料の徴収 手数料 1,000 円/㎡ 事務手順 納付書の送付 口座振込み確認</p> <p>栃木市藤岡中根墓地 墓所数 270 区画 (内 211 区画が契約済み H20/4/1 現在) 永代使用料 215,000 円 管理手数料の徴収 年間管理料 1 区画当り 500 円 事務手順 納付書の送付</p> <p>栃木市藤岡太田墓地 墓所数 78 区画 (内 44 区画が契約済み H20/4/1 現在) 永代使用料 215,000 円 管理手数料の徴収 年間管理料 1 区画当り 500 円 事務手順 納付書の送付</p> <p>栃木市都賀聖地公園墓地 墓所数 521 区画 永代使用料 10 ㎡ 380,000 円 6 ㎡ 250,000 円 事務手順 申し込みの受付、審査、許可証の発行、永代使用料の徴収、設置許可 管理手数料の徴収 手数料 10 ㎡ 5,000 円 6 ㎡ 3,000 円 事務手順 納付書の送付</p>		<p>【概要】</p> <p>(1) 使用者に良好な環境で町営墓地を利用してもらうため、町営墓地内の維持管理を行う。 ①除草、ごみの処理、清掃 ②樹木伐採、剪定 ③階段、手摺り等の墓地施設の修理</p> <p>(2) 墓地の受付を行う。</p> <p>①菅ノ沢墓地 墓所数 10 区画 (契約済 7 区画) 永代使用料 200,000 円</p> <p>②東上林墓地 墓所数 25 区画 (契約済 25 区画) 永代使用料 200,000 円 事務手順 申込みの受付 審査 許可証の発行 永代使用料の徴収 設置許可</p> <p>※ 管理手数料はなし</p>		<p>公営墓地については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、永代使用料、管理手数料、墓碑等の設置基準等は現行のとおりとする。</p>

合併協定項目	25-18 環境対策事業	関係項目	3 斎場の管理、運営
調整の方針	斎場については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
<p>【目的・概要】 公衆衛生、公共の福祉の増進に資するため、斎場を維持管理し、運営する。また、斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。</p> <p>【火葬場使用料】</p> <p>①栃木市に住所を有する者</p> <p>12歳以上 無 料 12歳未満 無 料 死 産 児 無 料 胞 衣 2,000円</p> <p>②栃木市に住所を有しない者</p> <p>12歳以上 18,000円 12歳未満 13,000円 死 産 児 7,000円 胞 衣 2,000円</p> <p>【待合室使用料】</p> <p>①栃木市に住所を有する者</p> <p>和室(1室2時間以内) 3,000円 ロビー 無 料</p> <p>②栃木市に住所を有しない者</p> <p>和室(1室2時間以内) 6,000円 ロビー 無 料</p>		<p>該当なし</p>	<p>斎場については、栃木市の例により合併時に統合する。</p>
<p>【霊柩車使用料】</p> <p>①栃木市内</p> <p>往路1回 4,500円 帰路1回 1,500円</p> <p>②栃木市外</p> <p>往路1回 7,000円 (市役所を起点として、4kmを超える場合は、1kmを増すごとに600円を加算する。)</p> <p>帰路1回 往路の半額</p> <p>※斎場使用料等については、市民生活課で徴収</p>			

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業			関係項目	4 環境美化対策
調整の方針	環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>【概要】 栃木市ごみのない美しいまちづくり条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p>【目的】 環境美化の推進に関し、市民、事業者、所有者等及び市の責務を定める。 環境美化意識の向上を図り、皆が協働して栃木市をごみのない美しいまちとする。</p> <p>【内容】 ・条例の実効性を高めるために、罰則（罰金）を設ける。 ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保</p>	<p>【概要】 大平町まちをきれいにする条例、大平町あき地の環境保全に関する条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p>【目的】 この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。</p> <p>【内容】 ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。</p>	<p>【概要】 藤岡町まちの環境美化条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p>【目的】 町民が、健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する。</p> <p>【内容】 ・所有地管理苦情 ①苦情の連絡により、現地を確認し、占有者を調査する。 ②占有者に、空地の管理につい</p>	<p>【概要】 都賀町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例、都賀町不法投棄防止条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p>【目的】 この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。</p> <p>【内容】 ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。</p>	<p>【概要】 西方町空き缶等の散乱防止に関する条例、西方町あき地の環境保全に関する条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p>【目的】 この条例は、町、町民等、事業者、町内の土地又は建物の所有者等が一致となって、空き缶等の散乱を防止し、その再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化の向上及び資現物の有効利用を図り、快適で住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。</p> <p>【内容】 ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。</p>	<p>・合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (平成25年3月まで)</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>するため、それぞれの責務を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地の管理について必要な事項を定める。 ・犬のふんの放置の禁止について必要な事項を定める。 ・ごみの投棄の禁止について必要な事項を定める。 ・環境美化重点期間、環境美化重点地区の設定 ・環境美化推進員の委嘱 報償金 1,000 円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物等の所有者の責務、ペットの飼い主の責務を定める。 ・環境美化監視員の設置 	<p>て説明し、雑草の除去等所有地の管理をお願いする。</p> <p>③苦情者に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化監視員の設置 			

協議第 4 5 号

合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。4 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	1 農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○栃木市において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。		○西方町において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	合併時は現行どおりとし、新市において新計画を策定する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	2 農業基本構想
調整の方針	農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
<p>○栃木市において、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営基盤の強化を促進するため、基本構想を策定している。</p> <p>「栃木市農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成22年度～32年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間</p> <p>③主要な営農類型：【事務事業現況調書のとおり】</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標：栃木、藤岡、都賀地域50%、大平地域45%</p>	<p>○西方町において、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営基盤の強化を促進するため、基本構想を策定している。</p> <p>「西方町農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成22年度～32年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：480万円 年間労働時間：2,000時間</p> <p>③主要な営農類型：【事務事業現況調書のとおり】</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標：おおむね40%</p>	<p>合併後、新市における基本構想の見直しを行なう。</p>	

25-19 農林水産関係事業（農業基本構想） 別表

No.	現 況						具体的な調整内容
	分科会	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方町	
25-19	農林	<p>③主要な営農類型 〔個別経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+二条大麦+大豆 (小豆) ・ 水稲+二条大麦+いちご ・ いちご ・ 水稲+二条大麦+冬春トマト ・ 水稲+二条大麦+冬春キュウリ+秋キュウリ ・ 水稲+二条大麦+にら ・ 水稲+二条大麦+夏秋なす ・ 水稲+二条大麦+ぶどう ・ 水稲+二条大麦+しいたけ ・ 切花 ・ 酪農 ・ 水稲+二条大麦+肉牛 (肉専肥育) ・ 肉牛 (肉専肥育) ・ 水稲+二条大麦+肉牛 (乳用雄肥育) ・ 肉牛 (乳用雄肥育) ・ 養豚 <p>〔組織経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 (小豆) (主たる従事者3人) ・ 水稲+麦+大豆 (小豆) (主たる従事者5人) 	<p>③主要な営農類型 〔個別経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦 ・ 水稲+麦+大豆 ・ いちご+水稲 ・ いちご ・ トマト+水稲 ・ 冬春トマト ・ にら+水稲 ・ ぶどう ・ なし ・ 花卉 (きく) ・ 酪農+水稲 ・ 肉用牛 (肉専肥育) +水稲 ・ 養豚+水稲 <p>〔組織経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 (主たる従事者2人) ・ 水稲+麦+大豆 (主たる従事者4人) 	<p>③主要な営農類型 〔個別経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 ・ 水稲+小麦+施設園芸 (トマト) ・ 水稲+麦+施設野菜 (にら) ・ 水稲+麦+果樹 (ぶどう) ・ 水稲+養豚 ・ 酪農 ・ 水稲+肉牛 (肉専肥育) <p>〔組織経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 (主たる従事者2人) 	<p>③主要な営農類型 〔個別経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いちご ・ 酪農 ・ バラ ・ 洋ラン ・ 鉢物 (シクラメン) ・ 養鶏 ・ 養豚 ・ 水稲+肉牛 (肉専肥育) ・ 水稲+二条大麦+小豆 ・ 水稲+二条大麦+夏秋なす ・ 水稲+二条大麦+にら ・ トマト ・ 冬春キュウリ+秋キュウリ ・ 水稲+二条大麦+しいたけ <p>〔組織経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 (主たる従事者3人) 	<p>③主要な営農類型 〔個別経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+麦+大豆 ・ いちご ・ にら ・ にら+こんにゃく ・ 鉢物 ・ 冬春トマト ・ 水稲+肉牛 (肉専肥育) ・ 酪農 ・ 養豚 <p>〔組織経営体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲+二条麦+大豆 	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	3 農政協力員
調整の方針	農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
<p>○農林行政の円滑な運営を図るため、国等の農業政策の普及活動及び農業関係調査活動等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当地域：旧市町時の地域 ・水田農業推進協議会推進員を兼務 <p>報償金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額5,000円+担当農家者戸数×250円/戸 <p>なお、産地確立対策の現地確認手当は、水田農業推進協議会の予算から支払う。</p> <p>22年度予算額 5000円×243人+250円×6,543戸=2,850,750円</p>	<p>○生産調整の推進業務を行なう。</p> <p>報償金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産調整関係手当 現地確認5,000円/回 立て札配布5,000円 ・計画書取りまとめ5,000円 ・会議2,000円/回 ・農業委員会選挙人名簿取りまとめ5,000円 <p>なお、報償金等は、水田農業推進協議会の予算から支出される。</p> <p>22年度予算額 予算：－ 人数：33人</p>	<p>合併時までに、栃木市の例により再編する。</p>	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	4 農地転用許可事務
調整の方針	農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃木市		西方町	
<p>定期総会にて決定された案件について、栃木県農業会議の意見を聴き、許可書を交付する。</p> <p>平成21年度 119件 4条許可 20件 5条許可 99件</p> <p>旧栃木市 69件 4条許可 13件 5条許可 56件</p> <p>旧大平町 18件 4条許可 1件 5条許可 17件</p> <p>旧藤岡町 22件 4条許可 3件 5条許可 19件</p> <p>旧都賀町 10件 4条許可 3件 5条許可 7件</p>		<p>定期総会にて決定された案件について、その旨の意見書を添付のうえ、上都賀農業振興事務所へ進達する。</p> <p>平成21年度 12件 4条許可 1件 5条許可 11件</p>	
		具体的な調整内容	
		栃木市の例により合併時に統合する。	

協議第46号

合併協定項目25-20 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業について、協議を求める。

平成22年10月15日提出

栃木市・西方町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目25-20 商工、観光関係事業
調整方針	1 中小企業金融制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業	関係項目	1 中小企業金融制度
調整の方針	中小企業金融制度については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		西 方 町	具体的な調整内容
<p>○中小企業向け資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途及び限度額及び返済期間 運転資金 20,000 千円 7年以内 設備資金 20,000 千円 10年以内 <p>○小規模企業者資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金、設備資金 12,500 千円 7年以内 <p>○中小企業創業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金、設備資金 5,000 千円 5年以内 <p>○中小企業緊急景気対策特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金 10,000 千円 (破綻金融機関取引) 5年以内 10,000 千円 (売上減少) 		○該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業			関係項目	2 観光行事
調整の方針	観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○とちぎ花まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 3月下旬～4月上旬 ・場 所 太平山県立自然公園、錦着山、星野、永野川緑地公園 ・主 催 (社)栃木市観光協会、栃木市、栃木商工会議所 <p>○あじさいまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月中旬～6月末 ・場 所 太平山県立自然公園 ・主 催 栃木市、(社)栃木市観光協会、栃木市観光ボランティア協会 <p>○神輿連合渡御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 7月末の日曜日 (H20は中止) ・場 所 蔵の街大通り ・主 催 神輿連合渡御実行委員会 	<p>○さくらまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月上旬 ・場 所 運動公園 ・主 催 さくらまつり実行委員会 	<p>○さくらまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月上旬 ・場 所 渡良瀬運動公園 ・主 催 藤岡町観光協会 <p>○渡良瀬バレーンレース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月上旬 ・場 所 渡良瀬運動公園 ・主 催 渡良瀬バレーンレース組織委員会 	<p>○つがの里花彩祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月 ・場 所 つがの里公園 ・主 催 つがまち観光協会 	<p>○さくらまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月上旬 ・場 所 金崎桜堤 ・主 催 西方町観光協会 	<p>地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。</p>

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
○蔵の街サマーフェスタ ・開催日 8月上旬 ・場 所 蔵の街大通り、銀座通り、巴波川 ・主 催 蔵の街サマーフェスタ実行委員会 ○百八灯流し納涼祭 ・開催日 8月上旬 ・場 所 巴波川 ・主 催 湊町自治会 ○栃木・蔵の街かど映画祭 ・開催日 10月上旬 ・場 所 市内各蔵 ・主 催 栃木・蔵の街かど映画祭実行委員会 ○とちぎ秋まつり ・開催日 11月中旬 ・場 所 蔵の街大通り、銀座通り ・主 催 とちぎ秋まつり実行委員会	○なつこい ・開催日 8月第1土・日 ・場 所 運動公園(さくら球場) ・主 催 なつこい実行委員会	○サマーフェスタ ・開催日 8月中旬 ・場 所 渡良瀬の里他3カ所 ・主 催 藤岡町サマーフェスタ実行委員会	○つが花火大会 ・開催日 お盆前の土曜(盆踊り大会と同日) ・場 所 都賀町町民運動場 ・打上場所 北西農道 ・主 催 つがまち観光協会		

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
<p>○産業と名産 in 蔵の街とちぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月中旬 ・場 所 商工会議所 蔵の街第1駐車場(秋まつり時) ・主 催 市、商工会議所 	<p>○産業祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬 ・場 所 運動公園(さくら球場) ・主 催 実行委員会(町・J A・商工会) <p>○光と音のページェント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬～1月上旬 ・場 所 新大平下駅東口、プラッツおおひら周辺 ・主 催 光と音のページェント実行委員会 	<p>○産業祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬 ・場 所 総合体育館、遊水地会館 ・主 催 ふじおか産業祭実行委員会 <p>○よさこい 藤岡パレード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬 ・場 所 藤岡町大通り ・主 催 よさこい藤岡運営委員会 	<p>○まる³ごとつがまつり</p> <p>(JAまつり、商工会まつり、福祉まつりの3つの祭りを合同でのイベントにリニューアルしたものの。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月中旬 ・場 所 産文通り線、各町施設 ・主 催 まる³ごとつがまつり実行委員会 <p>○つがの里ハスマつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月～7月 ・場 所 つがの里 ・主 催 つがまち観光協会 	<p>○にしかたいきいきふれあい祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月上旬 ・場 所 役場前駐車場 ・主 催 にしかたいきいきふれあい祭り実行委員会 	